

石川県指定希少野生動植物種（第5次指定）の案の公告、縦覧及び公聴会の開催について

「ふるさと石川の環境を守り育てる条例」第140条第1項の規定により、石川県指定希少野生動植物種の指定のための手続きを開始する。

そのため、本日、その旨及び公聴会の開催について、県公報に公告した。

- ・ 今回の指定は、平成17年度の第1次指定4種、平成18年度の第2次指定5種、平成19年度の第3次指定6種、平成24年度の第4次指定5種に続き、第5次指定となるものである。
- ・ 専門家による「指定希少野生動植物種検討会」において、特に保護の必要性、緊急性が高く、第5次の指定を行うべき種として選定された1種について、指定手続きに入るものである。
- ・ 指定されると、その種の捕獲、採取、殺傷、損傷等は県の許可が必要となり、違反すると罰則がある。

1 指定する種の家（別紙参照・写真ファイル提供可）

分類	種名(和名)	科名
植物	カザグルマ	キンポウゲ科

2 公告した内容

(1) 指定希少野生動植物種の案の公告、縦覧

- ・ ふるさと石川の環境を守り育てる条例第140条第1項の規定により、指定希少野生動植物種を指定するため、その指定の案を石川県生活環境部自然環境課に備え置いて、公告の日から2週間を経過するまでの間、公衆の縦覧に供する。（令和4年1月18日から2月1日まで）
- ・ なお、利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、縦覧した案について知事に意見書を提出することができる。

(2) 公聴会の開催公告

- ・ ふるさと石川の環境を守り育てる条例第140条第6項の規定により、指定希少野生動植物種を指定するための公聴会を次のとおり開催する。

・ 開催期日及び場所

令和4年2月9日(水) 午前10時から
石川県行政庁舎8階801会議室

・ 公述の申出

申出の期限 令和4年2月1日(火)

申出の手続等

公述人として意見を述べることができる者は石川県内の住民とし、意見を述べようとする場合は、申出の期限までに意見申出書を提出すること。なお、同趣旨の意見が多数ある場合は、一部の者を公述人に選定することがある。

・ その他

意見申出書の提出先及び問い合わせ先

金沢市鞍月1丁目1番地 石川県生活環境部自然環境課

公述の申出がない場合

申出の期限までに公述の申出がない場合は、公聴会を開催しない。

なお、その場合は、当該期間が経過した後、その旨公報に登載する。

3 指定までの今後の予定

- ・ 3月中旬 石川県環境審議会自然共生部会
- ・ 3月下旬 指定の告示
- ・ 約1か月後 施行

石川県指定希少野生動植物種＜第5次指定候補種＞



カザグルマ

石川県レッドデータブック：絶滅危惧Ⅰ類

5～6月、薄紫色の花を咲かせる。

県内では絶滅したとされていたが、平成30年に再発見された。加賀地方の極めて限られた地域にわずかに生育が確認されており、愛好家による採集が危惧される。